

広域・NPO 新設 尾張東部圏域の場合
尾張東部成年後見センター（愛知県尾張東部圏域）

1. 尾張東部成年後見センターの概要

(1) 位置と構成市町村

○愛知県尾張東部圏域 6 市町（平成 29 年 4 月 1 日現在）

市町村	人口（人）
瀬戸市	130,676
尾張旭市	82,507
豊明市	68,674
日進市	88,256
長久手市	55,680
東郷町	42,878
合 計	468,671



(2) 体制、予算

①センターの位置づけ、特徴

- 近隣で先行していた東濃成年後見センター（岐阜県）、知多地域成年後見センター（愛知県）をモデルとして、広域・NPO 新設型で設置。1 か所で圏域全体をカバーしている。社会福祉協議会は、原則 1 市町の区域で事業を行っている。どこかの市町に負担をかけるのではなく、新規に NPO を設立し 6 市町が対等の形で参画していくことを選択した。
- 丁寧な本人主体の支援と地域による支援を進めるため、法人受任は個人受任では困難なケースに限定し、できるだけ親族・専門職・市民後見人を中心としたチーム支援の構築を目指している。
- 行政の参加を重視した運営体制を構築している。

②職員体制

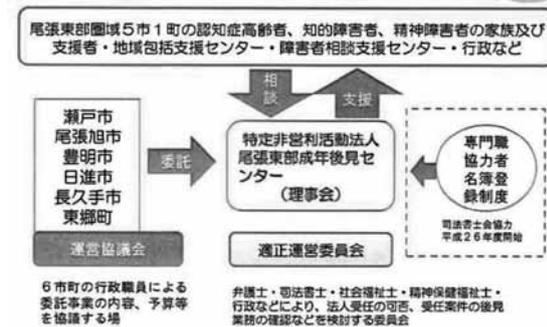
- 成年後見センター 9 名
 - ・センター長 1 名（専門相談員兼務）
 - ・専門相談員 5 名（すべて社会福祉士）
 - ・事務員 3 名（支援員兼務）

相談・法人後見・市民後見・実績		
相談実績	2932 件	平成 28 年度
法人後見	45 件	平成 29 年 10 月現在
	（累計 69 件）	
市民後見	9 件	平成 29 年 10 月現在

③組織運営体制

- 運営協議会（年 3 回）
 - ・事務局 幹事市行政（幹事市は 6 市町の持ち回り）
 - ・参加者 6 市町担当課長・センター長
 - ・内容 予算、委託内容の検討、適正運営委員会での検討結果の承認等
- 運営適正委員会⇒適正運営委員会（年 6 回）
 - ・事務局 センター
 - ・参加者 6 市町担当課長、保健所課長、学識経験者、専門職能団体（4 団体）、地域包括支援センター職員
 - ・内容 ケース検討、受任調整、市民後見分科会、課題に対応した仕組みの検討

センターの運営組織体制



④事業概要

- ア. 成年後見・権利擁護相談（巡回相談を含む）
- イ. 申立て書類作成支援（首長申立て、親族・本人申立て）
- ウ. 成年後見人等候補者調整
- エ. 法律専門職との連携（専門職協力者名簿登録制度、専門職名簿登録者連絡会議、研修会）
- オ. 成年後見制度、権利擁護の研修・啓発
- カ. 法人後見の受任
- キ. 市民後見人の育成
- ク. 後見監督人の受任
- ケ. 各市町自立支援協議会等会議への参加 等

※「1. 尾張東部成年後見センターの概要」の記載内容は、ヒアリング調査時の回答シート及び「ヒアリング調査資料（平成 29 年 10 月 12 日）」から抜粋（尾張東部成年後見センター作成）。

⑤事業予算

○委託費の算定

- ・負担割合（均等割1割、人口割9割）。
- ・平均割、人口割の他に、案として利用割案が挙げたが、実施されていない。

H28年度実績

	金額（概数）	備考
ア. 行政からの委託	32,200,000円	
イ. 後見報酬	8,320,000円	
ウ. 自主財源	1,053,558円	会費／講師謝金等
エ. その他 (キャリアアップ助成金)	700,000円	
全体	42,339,558円	

2. センター設立までの経緯

①センター設立に向けた動きの前段階

○平成21年10月、障害福祉分野の尾張東部保健福祉圏域会議において、先行する知多地域成年後見センターを念頭に、成年後見センター設置の検討が課題として取り上げられた。日進市が幹事市となり、高齢福祉分野も含めた成年後見センター研究会を21年10月に設置した。

②センター設立に向けた動き

まず、研究会を設置し、共同設置の合意に向けた検討を行い、ついで、調整会議を設置しセンター設置に向けた具体的課題を検討。それぞれ到達目標と期限を設定して検討した。

センター設立までのプロセス（一部抜粋）

H21.10	尾張東部圏域成年後見センター設置研究会設置
H22.4	尾張地区成年後見センター設置調整会議設置
H22.7	基本合意書
H23.4	尾張東部成年後見センター運営事業にかかる協定書締結
H23.5	特定非営利活動法人認証申請
H23.9	特定非営利活動法人尾張東部成年後見センター認証
H23.10	尾張東部成年後見センター設置
H23.12	市民向け相談業務開始
H27	市民後見人養成研修開始

尾張東部圏域成年後見センター設置研究会（H21.10～）での協議内容

	参加者	検討内容
第1回	H21.10 課長補佐級、係長級	○研究会での検討内容の確認。 ○H22.3に方向性の確認をすることを確認。
第2回	H21.12 課長補佐級、係長級	先進事例研究 知多地域成年後見センターの設置のキーパーソン（東海市の市民福祉部次長）を招き、勉強会 ○H19.3に検討をはじめ、H20.4に事業開始（年度をまたがない）。 ○知多地域での調整会議など途中経過の資料一式を受領する。
第3回	H22.2 課長級	知多地域成年後見センター視察 ○課長級の参加を求める。
第4回	H22.3 部長・課長級	各市町での検討結果の持ち寄り。 ○センターでの共同設置で原則合意。 →設置調整会議の設置とH23年度の設定を目標とすることを確認。

尾張地区成年後見センター設置調整会議（H22.4～）での協議内容

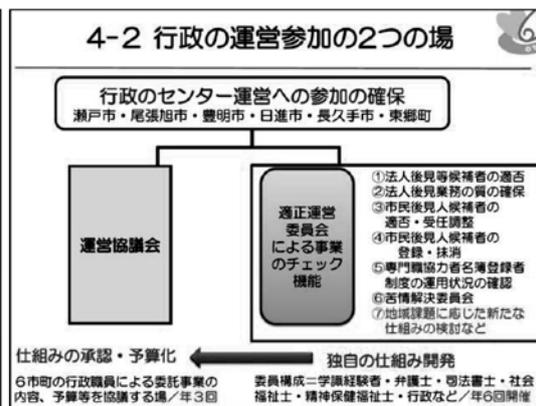
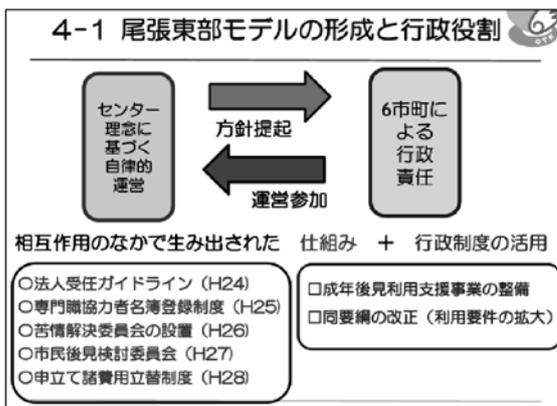
	参加者	検討内容
第7回	H22.8 課長級（高齢・障害福祉）	○確認事項と残された課題 （法人の理事構成、法人名称、職員募集、運営経費精査（予算査定対応）、協定書の案文の確定、委託契約書の確定、運営委員会の構成・運営方法、詳細スケジュール）
第8回	H22.10 課長級（同）	○各市町における内部調整（企画・財政・首長）の進捗状況 ○法人の理事について
第9回	H22.11 課長級（同）	同上（予算要求の山場）
第10回	H23.1 課長級（同）	○準備の進捗状況確認
	H23.4	「尾張東部成年後見センター運営にかかる協定書」の締結

※「2. センター設立までの経緯」及び「3. センター設置後のメリット等」の記載内容は、「ヒアリング調査資料（平成29年10月12日）」から抜粋（尾張東部成年後見センター作成）。

③行政役割の明確化

広域行政の参加の工夫（委託＝法人任せにしない工夫）として、以下のような6市町の行政担当者の参加協力（各市町毎担当者）による事業の必要性の認識、理解・権利擁護意識の向上等の取組を実践しています。

- 1) 適正運営委員会・運営協議会＝課長級 会議（年9回）
 - ・地域課題への対応＝新たな仕組みの開発
 - ・ケース検討会への参加
 - ・6市町の実績数の比較（相談件数等）による意識の向上
- 2) 市民後見推進事業＝課長級会議
 - ・説明会、研修会には部長又は課長挨拶
 - ・行政による会場確保、会場準備
 - ・選考委員会への課長参加（選考委員）
 - ・愛知県市民後見推進事業受託時の協力（6市町）
- 3) 啓発セミナー市長又は部長挨拶（年1回）



（2018年3月7日「成年後見制度利用促進フォーラム」第3部 尾張東部報告資料より）

3. センター設置後のメリット等

①広域設置のメリット

- 予算：
 - ・47万人都市相当の費用をかけられる。市町は少ない負担で専門機関の設置ができる。
 - ・センターを設置し、困難ケースに対応等を実施するためには、最低でも常勤専任2名＋非常勤1名は必要（事業費として2千万円は必要）。
- 事業の効率実施：
 - 講演会等の普及啓発事業や市民後見人養成事業等を一定の事業規模（募集定員）で効率的に実施できる。
- 情報の共有、協議によるレベルアップ
 - ・運営協議会、適正運営委員会への参加等により権利擁護に係る検討を重ねることで、行政を含めた関係者の知識、意識のレベルアップが進んでいる。
 - ・行政職員の人事異動があっても、6市町全体としては、方針、知識、ノウハウなど継続できる。

②中核機関と地域連携ネットワークの関係機関の機能分担

国基本計画によれば、地域連携ネットワークは、本人を成年後見人等とともに支える「チーム」と、地域における「協議会」等という二つの基本的仕組みを有するものとされ、こうした地域連携ネットワークを整備し適切に協議会等を運営していくためには、「中核機関」が必要であるとされています（国基本計画 P10 - 11）。本手引きでは、第Ⅱ章で示したように、これら「チーム」「中核機関」「協議会」の関係について、以下の通り整理しました。（P.13 参照）

中核機関と地域連携ネットワークの役割分担について、国基本計画では、「中核機関自ら担うべき業務の範囲については、地域連携ネットワークの関係団体と分担するなど、各地域の実情に応じて調整されるものである」と記載されており、例えば、地域の相談支援機関、法人後見実施機関と中核機関との間で、支援の内容や地域におけるこれまでの取組実績等に応じて、役割分担をしていくことも有効と思われます。また、将来に向けた地域の権利擁護・成年後見に関わる人材育成と言う観点からも、地域の相談支援機関等が一定程度の役割を担っていけるよう中核機関がコーディネートしていくことも、戦略的な方策と言えます。

ただし、一定の機能を地域連携ネットワークと分担する場合も、中核機関として実務は担わないものの、進行管理や調整、コーディネート等を必ず担うことが求められます。

【国基本計画での記載（P11, 18, 19）】

◆地域連携ネットワークの基本的仕組み

地域における「協議会」等の体制づくり

- 後見等開始の前後を問わず、成年後見制度に関する専門相談への対応や、後見等の運用方針等についての家庭裁判所との情報交換・調整等に適切に対応するため、個々のケースに対する「チーム」での対応に加え、地域において、法律・福祉の専門職団体や関係機関がこれらのチームを支援する体制を構築する。
- このため、各地域において各種専門職団体・関係機関の協力・連携強化を協議する協議会等を設置し、個別の協力活動の実施、ケース会議の開催や、多職種間での更なる連携強化策等の地域課題の検討・調整・解決などを行う。

◆位置づけ、中核機関との役割

- 地域連携ネットワークにおけるチーム及び専門職団体による支援体制などの整備に当たっては、各地域における地域ケア会議、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 24 年法律第 123 号）に基づく協議会、あるいは地域福祉計画に基づき地域活動を行う各種機関・協議会等、地域福祉や地域包括ケア等の既存の資源・仕組みを活用しつつ、これらと有機的な連携を図りつつ進める。
- （中略）意思決定支援や身上保護を重視した運用の充実を図る観点からは、既存の資源や仕組み、特に専門職団体を活用するなどにより対応し、見守り体制の強化など支援の必要なケースへの対応等に努めるべきである。
- 監督機能の更なる充実・強化が必要であるところ、家庭裁判所のみならず関係機関においては、不正事案の発生を未然に抑止するための仕組みについて、今後の積極的な取組が期待される。
- なお、中核機関自ら担うべき業務の範囲については、地域連携ネットワークの関係団体と分担するなど、各地域の実情に応じて調整されるものである。